

吉見町百穴ふるさとの緑の景観地保全計画(公表版)

平成26年3月決定

1 景観地の概要

吉見町百穴ふるさとの緑の景観地は、県立比企丘陵自然公園の区域内にあり、吉見町の最西部に位置し、吉見百穴、松山城跡等を取り巻く樹林帯である。

樹種は、コナラ、クヌギ、アカマツ、ヤマツツジ等が見られる。

樹林に囲まれた吉見百穴は古墳時代後期の横穴墓群で、国指定の史跡（大正12年）である。また、同所のヒカリゴケ発生地は国指定の天然記念物（昭和3年）となっている。さらに、南端部の松山城跡も比企城館跡群の一つとして国指定の史跡（平成20年）となっている。

2 自然環境等

この地域の植生は、主に松山城跡、吉見百穴周辺の丘陵地・斜面、谷底部に分かれる。

松山城跡の植生は、シラカシ群落、混交林、コナラ群落、クヌギーコナラ群落、エノキ、ムクノキ等の落葉広葉樹林、ケヤキ群落、竹林、陽性低木林と多様な植生を形成している。

吉見百穴周辺の丘陵地・斜面は、クヌギーコナラ群落が大部分を占め、その他は、コナラ群落、ヌルデ、アカメガシワ、ムラサキシキブ等の陽性低木林などが一部を占めている。

谷底部では、陽性低木林、オギ、カナムグラ、クズ等の空地雑草群落、ヒメガマによる湿性植物群落が分布している。

鳥類はヒヨドリ、オナガなど、両生類・爬虫類・哺乳類はアマガエル、カナヘビ、アズマモグラなどが確認されている。

3 景観地指定後の状況

この景観地は、平成3年度に5.51haの指定が行われ、以降4回の追加指定（平成4年度1.43ha、平成5年度0.48ha、平成6年度2.80ha、平成7年度0.33ha）が行われ、合計10.55haの指定となっている。

緑被状況の経年変化を見ると、樹林地は平成2年度の9.76haから平成20年度には9.86haとやや増加傾向にある。裸地が減少していることから樹林への転換が図られたものと考えられる。

土地所有者と埼玉県で締結している緑の管理協定の状況については、平成24年度で10.10haであり、指定地に対し95.73%となっているため、高い水準で保全が図られていると判断できる。

4 保全及び管理の方針

(1) 緑地の保全

「自然環境保全機能」、「景観形成機能」、「ふれあい提供機能」、「防災・環境負荷軽減機能」など緑地が有する機能が十分に発揮されるよう、土地利用転換の抑制等を図ることにより、首都近郊に残された貴重な緑地を保全していく。

【手法の例示】

- ・ **ふるさと埼玉の緑を守る奨励金の交付**

土地所有者による緑地の保全管理を支援するため、ふるさと埼玉の緑を守る奨励金の交付を継続する。

- ・ **保全する緑地の公有地化**

緊急に緑地を保全しなければならない場合には、県と町が協力して行う身近な緑公有地化事業の活用を検討する。

- ・ **希少野生生物の保全**

豊かな自然環境を保全するため、定期的にモニタリング調査等を実施し、希少野生生物の生息状況の把握に努める。

- ・ **緑の基本計画の策定**

緑地の適正な保全に関する施策や取組を総合的、計画的に実施するため、町は、都市緑地法に基づく、緑の基本計画の策定を検討する。県は、広域的な視点から情報提供を行い、策定の支援を行う。

(2) 緑の再生・維持管理

良好な景観地を保全していくため、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例による継続した取組を行うとともに、住民と行政等との協働による萌芽更新や下草刈り、清掃など樹林地の再生を図る取組を展開していく。

また、緑地内に投棄されたゴミの回収や不法投棄防止パトロールなどを、関係機関と連携を図りながら実施していく。

【手法の例示】

- ・ **住民団体等との連携**

適切な維持管理を行っていくために住民やNPO、事業者等さまざまな人、組織が気軽に参加できる緑化活動を支援する。

- ・ **協定制度等の活用**

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づく「市民管理協定制度（里の山守制度）」の活用や都市緑地法に基づく「緑地協定制度」、「市民緑地制度」の活用を検討する。

- ・ **維持管理に伴う支援**
ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づく「里の山守制度」を活用した景観地の維持管理事業の支援を行う。
- ・ **ゴミ投棄等への対応**
景観維持及び動植物の生息・生育環境維持のために、住民と行政とが協働して投棄ゴミの除去活動や不法投棄防止等のためのパトロールを行う。
- ・ **緑のリサイクル**
樹林地の管理に伴い生じる枝葉等を、雑木林を利用して堆肥とするなど、農とのつながりの中から自然を保全する仕組みづくりを検討する。
- ・ **普及啓発**
景観地の保全、緑化の推進、緑地の維持管理、不法投棄ゴミの回収など、地域住民と行政が一体となって取り組むため、住民参加のイベントなどを開催し、緑の大切さや必要性を含めた啓発に努める。

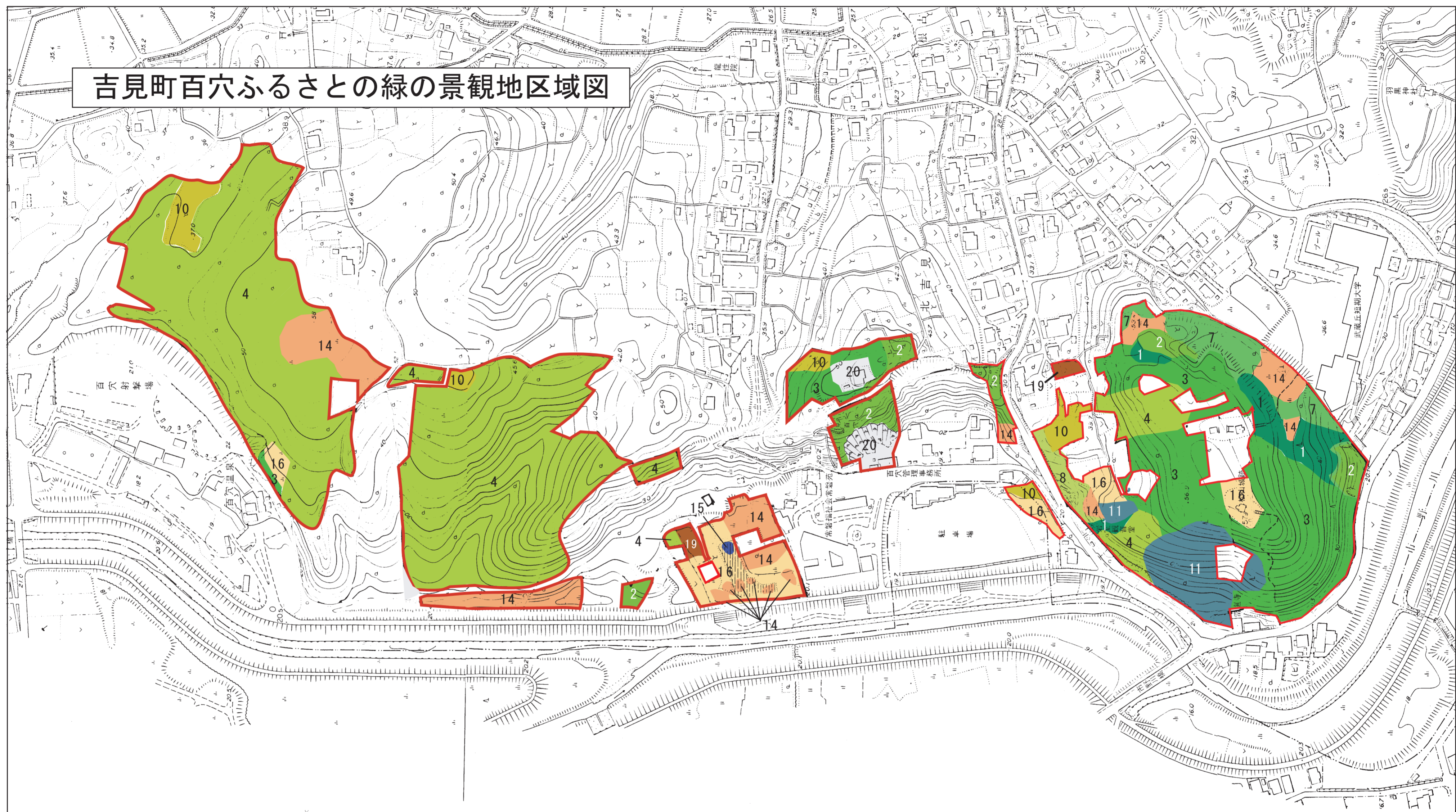
(3) 緑との共生

地域住民の共有財産である当地域の貴重な歴史的・文化的財産を次世代へ継承していくため、緑地や施設を環境教育の場、普及啓発の拠点として利用するとともに、地域資源として活用を図る。

【手法の例示】

- ・ **次世代へ引き継ぐための環境教育の実施**
住民団体等との連携とあわせて、小中学校や子供会による自然観察会などの環境学習の場として活用し、緑の大切さを次世代に引き継いでいく。
- ・ **観光資源と緑との共生**
吉見百穴、松山城跡、吉見観音など観光資源に恵まれた当地域の特色を活かし、緑とふれあう機会を増やしていく。
- ・ **ゴミ投棄等への対応（再掲）**
景観維持及び動植物の生息・生育環境維持のために、住民と行政とが協働して投棄ゴミの除去活動や不法投棄防止等のためのパトロールを行う。
- ・ **普及啓発（再掲）**
景観地の保全、緑化の推進、緑地の維持管理、不法投棄ゴミの回収など、地域住民と行政が一体となって取り組むため、住民参加のイベントなどを開催し、緑の大切さや必要性を含めた啓発に努める。

吉見町百穴ふるさとの緑の景観地域図



区域設定等凡例

指定地

植生図凡例

I. 植生区分

- 1 シラカシ群落
- 2 混交林
- 3 コナラ群落
- 4 クヌギ・コナラ群落
- 7 落葉広葉樹林
- 8 ケヤキ群落
- 10 竹林
- 11 スギ・ヒノキ植林

- 14 陽性低木林
- 15 湿性草地群落
- 16 空地雑草群落

II. その他土地利用

- 19 畑地
- 20 宅地・工場地・道路等



(吉見町百穴ふるさとの緑の景観地 植生図)